

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年（令和4年）October 10月号

鹿児島県最低賃金時間額853円で決定



牛ノ浜夕陽（阿久根市）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金時間額853円で決定	2
労務管理あれこれ	
～本人を含む家族手当は割増賃金の算定基礎賃金か～	2
業務改善助成金（通常コース）のご案内	3
テレワークの適切な導入及び	
実施の推進のためのガイドラインのお知らせ	4
がん患者など長期療養者の就職支援について	5
令和4年8月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	6
災害に学ぶ ～フォークリフト災害～	7～8

令和4年度鹿児島地区出張特別試験の合格発表	9
10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！	9
外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のご案内	10
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内	11
さんぽセンターからのご案内	12
ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による	
荷役作業安全講習会のご案内	13
安全衛生スタッフ向け	
リスクアセスメント実務研修のご案内	14～15
令和4年11月の講習開催のご案内	16

さくらじま

すっかり秋の空気となり、過ごしやすいい日が増えてまいりましたが、この原稿を書いております頃は、まだまだ暑さが厳しい日が続いております。四十数回目の夏を経験しておりますが、いまだに「今年の夏が一番暑いのではないか。」と夏の暑さに慣れることはありません。

そんな体を、夏が来る前に暑さに慣れさせていくことを「暑熱順化」というそうです。本格的に暑くなる前から徐々に体を暑さに慣れさせること、例えば軽い運動で汗をかくことで、

暑熱環境にさらされても熱中症などになりにくくなるとのこと。

一方、暑さに慣れるがあるならば、寒さに慣れることもできるのでは、と調べてみたところ、「寒冷順化」というものがありました。こちらは、鍛えて筋肉量を増やすことで基礎代謝が活発になり、全身から生み出される熱が増えることで寒さに強い体になる、とのこと。

来年の夏に備える、今年の冬に備える、どちらも運動が大切なですね。皆さんも、過ごしやすいいこの時期に運動などしてみてはいかがでしょうか。

鹿児島県最低賃金 時間額853円で決定（10月6日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（山本晃正会長）は、8月10日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額821円から32円引き上げ、853円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月4日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額853円に改正する決定を行っており、改正額は10月6日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、

鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、「業務改善助成金（生産者向上を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金）」、「専門家派遣・相談等支援事業（専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施）」があります。「業務改善助成金」に関しては鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては鹿児島働き方改革推進支援センター（0120-221-255）までお気軽にお問い合わせください。

労 務 管 理 あ れ こ れ

鹿児島労働局監督課

本人分を含む家族手当は割増賃金の算定基礎賃金か

（Ｑ）割増賃金の算定の基礎となる賃金についてお聞きします。当社では、家族手当として、従業員に毎月、扶養家族のいる者には、扶養義務のある家族一人につき3,000円プラス本人分5,000円、独身者には一律5,000円を支給しております。

このような手当は、家族手当という名称で支給しておりますので、割増賃金の算定の基礎となる賃金には含まれないと思うのですが、いかがなものでしょうか。

本人分として支給している部分は算定基礎に

（Ａ）ご質問の家族手当についてですが、家族手当とは、「扶養家族数又はこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当」をいい、たとえその名称が物価手当、生活手当などであっても扶養家族数もしくは家族手当額を基礎として算定した部分を含む場合には、家族手当として取り扱うこととされています（昭22・11・5 基発

第231号、昭22・12・26 基発第572号）。

しかしながら、家族手当という名称であっても、扶養家族数に関係なく一律に支給される手当や一家を扶養する者に対し基本給に応じて支払われる手当は、家族手当ではなく、また、扶養家族のある者に対し本人分何円、扶養家族一人につき何円という条件で支払われるとともに、均衡上独身者に対しても一定額の手当が支払われている場合には、これらの手当のうち、「独身者に対して支払われている部分及び扶養家族のあるものにして本人に対して支給されている部分は家族手当ではない」とされています（昭22・12・26 基発第572号）。

したがって、御社の支給している家族手当は、扶養家族のいる者に対して支給している扶養義務のある家族一人につき3,000円を支給しているということですので、扶養家族数に応じて支給されており、労働基準法第37条の家族手当と認められ、割増賃金の算定の基礎となる賃金に算入しなくてもかまいませんが、扶養家族のある者に本人分として支給している5,000円及び独身者に一律に支給している5,000円については、法第37条の家族手当とは認められませんので、割増賃金の算定の基礎となる賃金に算入しなければなりません。

「業務改善助成金（通常コース）」のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10

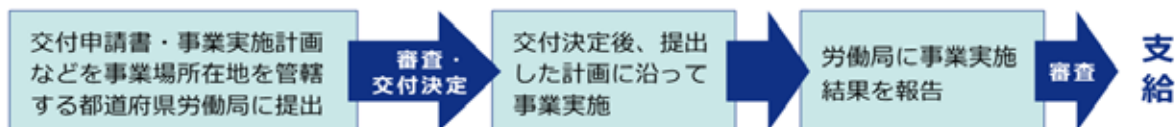
➡

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



※「通常コース」の拡充に伴い、令和3年度から実施している「特例コース」につきましても申請期限の延長及び原材料高騰により利益が減少した事業者も対象としています。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

【お問合せ】

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440（受付時間：平日8:30～17:15）

【申請先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-223-8239（受付時間：平日8:30～17:15）

（雇用型テレワークを活用する皆様へ）

○『テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン』のお知らせ

使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

内容

○テレワークの形態

業務を行う場所に応じたテレワークの特徴		
① 在宅勤務 通勤を要しないことから、時間を柔軟に活用することが可能となり、仕事と家庭生活との両立に資する	② サテライトオフィス勤務 自宅の近くや通勤途中の場所等に設けられたサテライトオフィスでの勤務は、通勤時間を短縮しつつ、作業環境の整った場所で就労可能	③ モバイル勤務 労働者が自由に働く場所を選択できる、外勤における移動時間を利用できる等、働く場所を柔軟にすることで業務の効率化を図ることが可能

- テレワークの導入に際しての留意点、労務管理上の留意点、テレワークのルールの策定と周知、様々な労働時間制度の活用、労働時間の工夫、安全衛生の確保、労働災害の補償、ハラスメントへの対応、セキュリティへの対応等

○その他、テレワーク導入に役立つ情報を以下も提供しています。

●テレワーク相談センター

企業におけるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等について以下の相談支援を行っています。ご利用は無料です。

TEL 0120-861009

URL <https://www.tw-sodan.jp/>

●厚生労働省ホームページ テレワーク普及促進関連事業

適切な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るために、厚生労働省が実施している、普及促進のための施策を紹介しています。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

●テレワーク総合ポータルサイト

テレワーク導入企業の取り組み事例、セミナーやイベント情報、テレワークに関するQ&Aなど、役立つ情報や無料ダウンロードできる資料を掲載しています。

URL <https://telework.mhlw.go.jp/>

●総務省 テレワークセキュリティガイドライン（第5版）

URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、がんの多くは治癒が期待できるようになり、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方への支援が社会的課題となっています。

このため、「ハローワークかごしま」では、専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談や個々の治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介の実施など、医療機関と連携した就職支援を行っています。

手術等の治療が一段落後も、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院を必要とする方々の就職を支援するため、仕事と治療の両立が可能な求人のお申込みについて、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年7月分】

県内有効求人倍率 1.38倍(前月比0.02P増)

全国平均有効求人倍率 1.29倍(前月比0.02P増)

県内正社員有効求人倍率 1.13倍(前年同月比0.07P増)

全国正社員有効求人倍率 0.98倍(前年同月比0.10P増)

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の急拡大に加え、ウクライナ情勢などに伴う原油価格や原材料の高騰、円安などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

障害者、発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度があります。

主な助成金は次のとおりです。

【特定求職者雇用開発助成金】

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者の種別、程度及び雇用条件等により支給対象とならない場合があります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和4年8月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2,121	7	1,241	15	880	-8
1 製造業	236	0	223	0	13	0
1 食料品製造業	127		122		5	
4 木材・木製品製造業	18		17		1	
9 窯業土石製品製造業	13		14		-1	
11～12 金属製品製造業	15		11		4	
13～15 機械機具製造業	20		21		-1	
上記以外の製造業	43		38		5	
2 鉱業	3	0	2	1	1	-1
3 建設業	186	3	171	3	15	0
1 土木工事業	82	1	61	3	21	-2
2 建築工事業	86	1	81		5	1
3 その他の建設業	18	1	29		-11	1
4 運輸交通業	125	1	134	2	-9	-1
1 鉄道・航空機業	2		7		-5	
2 道路旅客運送業	4		9		-5	
3 道路貨物運送業	118	1	116	2	2	-1
4 その他の運輸交通業	1		2		-1	
5 貨物取扱業	19	0	11	0	8	0
1 陸上貨物取扱業	5		4		1	
2 港湾運送業	14		7		7	
6 農林業	65	2	62	3	3	-1
1 農業	32		31	1	1	-1
2 林業	33	2	31	2	2	
7 畜産・水産業	77	0	58	1	19	-1
8 商業	183	1	153	2	30	-1
1 卸売業	24	1	17	1	7	
2 小売業	139		124	1	15	-1
3 理美容業	2		4		-2	
4 その他の商業	18		8		10	
9 金融・広告業	8	0	14	0	-6	0
11 通信業	22	0	13	0	9	0
12 教育・研究業	20	0	15	0	5	0
13 保健衛生業	1032	0	232	0	800	0
1 医療保健業	584		95		489	
2 社会福祉施設	445		131		314	
3 その他の保健衛生業	3		6		-3	
14 接客娯楽業	58	0	67	1	-9	-1
1 旅館業	14		10		4	
2 飲食店	30		35	1	-5	-1
3 その他の接客娯楽業	14		22		-8	
上記以外の事業	87	0	86	2	1	-2
10 映画・演劇業	0					
15 清掃・と畜業	41		50	2	-9	-2
16 官公署	3				3	
17 その他の事業	43		36		7	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	123	1	120	2	3	-1
第三次産業（8～17）	1410	1	580	5	830	-4

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

第73回 全国労働衛生週間

令和4年10月1日～7日

あなたの健康があってこそ
 笑顔があふれる健康職場

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

災害に学ぶ

フォークリフト災害

鹿児島労働局健康安全課

～はじめに～

令和3年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全国で149,918人（うち死亡者数867人）となり、前年に比べ18,762人増加し、平成10年以降過去最多となりました。

死亡災害について、起因物別に分類すると、動力運搬機に起因する災害の割合が最も高くなっており、さらに動力運搬機の内訳をみると、①トラック②フォークリフト③コンベアの順に、死亡災害が多く発生しています。

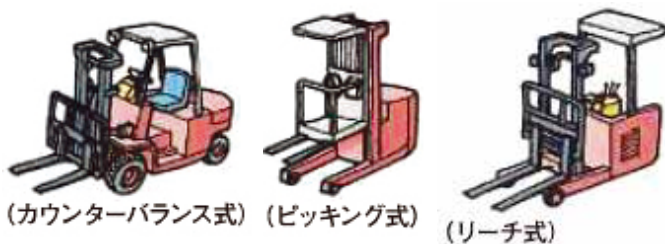
今回は、その中でもフォークリフトについて、いくつかの災害事例を踏まえ労働災害防止対策等を紹介します。

～フォークリフト災害の発生傾向について～

令和3年に発生した、フォークリフトに起因する休業4日以上之死傷者数は、全国で2,028人、そのうち死亡者数は21人で、事故の型別では、

- ① はさまれ、巻き込まれ
- ② 激突され
- ③ 墜落、転落

の順に、多く発生しています。



フォークリフトはアタッチメントを装着することで、多種多様な荷物を運搬することができ、その便利さから幅広い業種で使用されていますが、誤った使い方をすると転倒、人との接触等大きな事故へと繋がります。

～災害事例について～

- ① はさまれ、巻き込まれ

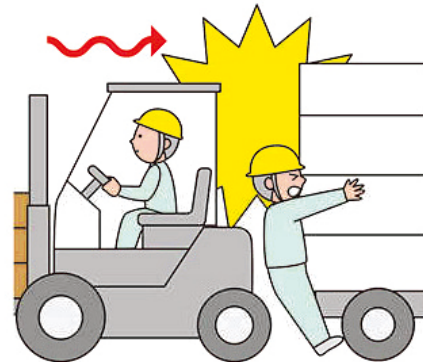
【発生状況】

倉庫内で、被災者がトラックへ荷積みを行うため荷台

の扉を開けて作業していたところ、被災者に気づかずに後退してきたフォークリフトとトラックとの間にはさまれ死亡したものの。

【再発防止対策】

- ・ 立入禁止範囲を設け、歩行者と車両の経路を区分し、危険箇所に労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は、誘導者を設置すること。
- ・ フォークリフト及びトラックについて運行経路を含む作業計画を定めること。
- ・ 荷積作業について、作業者間の連絡及び調整を行うこと。



- ② 激突され

【発生状況】

フォークリフトでパレットの移動作業をしていた運転者が、パレットを前方が見えなくなる程高く積み前進走行していた時、歩行中の被災者に気づかず後方から激突したものの。

【再発防止対策】

- ・ フォークリフトは、前方が見難い時は後進走行し、視野を広くとること。
- ・ フォークリフトの近接が容易に分かるように、



フォークリフトに警告音や回転式警告灯を設置すること。

- ・作業員は、フォークリフトの稼働中は作業範囲に入らないこと。

③ 墜落・転落

【発生状況】

養鶏場の鶏舎にて、被災者が鶏舎2階出荷口から育成鶏の入ったケージを運び出すため、フォークリフトで持ち上げた高さ約2mの架台上に乗り、育成鶏の入ったケージ（約210kg）を架台上に移動させたところ、ケージの自重により架台が傾きケージ及び架台とともに墜落し死亡したものの。

【再発防止対策】

- ・フォークリフトを使用してゲージを架台へ積み込む場合は、架台を鶏舎の2階出荷口床面等に置けるように、出荷口の間口を広げるか、架台の横幅を縮めるなどの措置を講じること。
- ・架台にゲージ等を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。
- ・架台がフォークのみで支えられている状態でやむをえず架台にゲージ等の積み込み作業を行う場合は、架台に乗らずに作業するよう、労働者に周知徹底を図ること。
- ・架台を使用する場合は、フォークリフトの爪が架台のガイドレールに差し込まれていることを確認した上で積載作業を行うこと。



～関係法令について～

フォークリフトは、必要な資格等（最大荷重1 t 以上

の場合、技能講習を修了し、1 t 未満の場合、特別教育を受けた者）を持った者に運転させることはもちろんのことですが、労働災害を防止するため、法令では、主に次のとおり必要な対策を定めています。

○作業計画（安衛則第151条の3）

- ・作業に係る場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画（運行経路及び作業方法）を定める。
- ・作業計画には、制限速度（安衛則第151条の5）、必要な幅員保持（安衛則第151条の6）も検討し、作業計画を定めた際は、関係労働者に周知する。

○作業指揮者（安衛則第151条の4）

- ・フォークリフト等を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて作業する。

○接触の防止（安衛則第151条の7）

運転中のフォークリフト又はその荷に接触する危険のある箇所に立ち入ることを禁止する。

○主たる用途以外の使用の制限（安衛則第151条の14）

労働者の昇降等、主たる用途以外に使用することを禁止する。

○点検・定期自主検査の実施

（安衛則第151条の21、同151条の22、同151条の24、同151条の25）

故障等から生ずる災害を防止するため、各種点検、特定自主検査を実施する。

※ 安衛法：労働安全衛生法、安衛則：労働安全衛生規則

～最後に～

フォークリフト災害は、自社の労働者のみならず第三者を巻き込む災害に発展することも多く、死亡災害等の重篤な災害に至るリスクも依然として高くなっています。事故が起こる前に、今一度、必要な対策が講じられているか自社の状況を確認いただき、運転従事者に定期的に安全教育を実施する等、積極的な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

労働安全衛生法に基づく 令和4年度鹿児島地区出張特別試験 合格発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターは、令和4年8月27日及び28日、ホテル自治会館（鹿児島市）で令和4年度鹿児島地区出張特別試験を実施し、受験者が1,097人で506人が合格したと発表しました。

合格率が最も高かった試験科目は、潜水士の81.8%で、低かったのは二級ボイラー技士の34.0%であった。

また、労働者数50人以上の事業場で選任を必要とする衛生管理者は、第一種、第二種合わせて601人が受験し、270人（44.9%）が合格した。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されているが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、毎年8月鹿児島市で実施されています。

【令和4年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	330	143	43.3%
第二種衛生管理者	271	127	46.9%
★クレーン・デリック運転士 [クレーン限定]	36	23	63.9%
★移動式クレーン運転士	18	7	38.9%
★揚貨装置運転士	14	7	50.0%
潜水士	88	72	81.8%
一級ボイラー技士	21	9	42.9%
二級ボイラー技士	297	101	34.0%
ボイラー整備士	22	17	77.3%
合 計	1,097	506	46.1%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！



安心



活気



やる気

働くみんなに 退職金効果！

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

外国人労働相談コーナー（ベトナム語）

Góc tư vấn lao động dành cho
người nước ngoài (bằng Tiếng Việt)



Đừng lo lắng một mình,
hãy liên lạc và thảo luận với chúng tôi !

一人で悩まないで気楽にご相談ください！



Số điện thoại liên hệ tư vấn（電話番号）
099-216-6100

Tư vấn các vấn đề liên quan đến lao động
như điều kiện lao động, tai nạn lao động, tiền
lương chưa được thanh toán, tiền làm thêm giờ...

鹿児島労働局監督課外国人労働相談コーナーで
ベトナム語による労働条件、労働災害、未払い賃金、
残業代などに関する相談を受け付けています。

Thứ tư hàng tuần
9:00 sáng ~ 4:30 chiều

(Thời gian nghỉ trưa từ 12:00~13:00)

開設日時：**毎週水曜日**
午前9:00~午後4:30

(休憩時間：12:00~13:00)

Địa chỉ: Phòng thanh tra – Cục lao động tỉnh Kagoshima
(Kagoshimashi Yamashitachou 13-21
Kagoshima Goudouchousha Tầng 2)

場所：鹿児島労働局監督課
(鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎 2階)

Telephone Consultation Service for Foreign Workers

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

言語	Language	開設曜日 Available Days (*1)	開設時間 Working Hours	電話番号 Phone Number
英語	English	月～金 Monday to Friday	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く) 10:00~15:00 (Breaktime between from 12:00~13:00)	0570-001-701
中国語	Chinese			0570-001-702
ポルトガル語	Portuguese			0570-001-703
スペイン語	Spanish			0570-001-704
タガログ語	Tagalog			0570-001-705
ベトナム語	Vietnamese			0570-001-706
ミャンマー語	Myanmar	月 Monday		0570-001-707
ネパール語	Nepali	火、水、木 Tuesday, Wednesday, Thursday		0570-001-708
韓国語	Korean	木、金 Thursday, Friday		0570-001-709
タイ語	Thai	水 Wednesday		0570-001-712
インドネシア語	Indonesian			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	Cambodian (Khmer)			0570-001-716
モンゴル語	Mongolian			金 Friday

(*) Accessible from landlines, cellphones and PHS.

(*1) The hotline is closed during the period from December 29 to January 3.

60～70歳で 再就職を希望する方を応援します!

キャリア人材バンク
(個人登録)

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の再就職をサポートします。

[利用料]
無料

キャリア人材バンクに登録しませんか

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業団体と
国の協力で設立された公益財団
法人です。



きめ細やかな対応

担当者がマンツーマンで再就職へ
向けてサポートいたします。

キャリア人材バンクに登録できる方

●下記のすべてにあてはまる方が登録できます

- ☒ 60歳以上70歳以下の方
- ☒ 在職している方または離職後1年以内の方
- ☒ 自らの能力・経験を生かして働くことを希望する方

キャリア人材バンクへ登録された方に仲介・あっせんを行います

V.20200401

— お問い合わせはこちら —

 公益財団法人 産業雇用安定センター

鹿児島事務所 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階

☎ 099-812-9551 FAX 099-258-9101

さんぽセンター

からのご案内
鹿児島産業保健総合支援センター

職場のメンタルヘルス対策支援セミナーを開催します！

参加
無料

日 時： 令和4年10月18日(火)14時～16時

開催方法： オンライン(Webex Meetingsを使用します)

講演内容： 第1部「働く人のメンタルヘルスクアセミナー

～お互いをいたわる職場づくりを目指して～

第2部「パワーハラスメント防止措置とメンタルヘルスクア」

講 師： 鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員

対 象 者： どなたでも(事業主、人事労務担当者、衛生管理者など)

定 員： 20名

申込期限： 令和4年10月11日(火)

申込方法： 右記QRコードからお申し込みください



申込用
QRコード

職場でのメンタルヘルス対策を進めるためには、管理監督者を含む労働者全員がメンタルヘルスクアを理解し、積極的かつ継続的に取り組むことが必要です。

当センターでは、「働く人のメンタルヘルスクア」と「パワーハラスメントの防止」をテーマにWebセミナーを開催します。第1部では、管理監督者によるラインクアを含む働く人のメンタルヘルスクアについて、お互いをいたわる職場づくりを目指すための取組等について解説します。第2部では、今年4月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されたことを踏まえ、職場におけるパワーハラスメント防止等の措置に関するポイント等について解説します。事業主、人事労務担当者、衛生管理者などの多くの皆様のご参加をお待ちしております。



ライクアとは？

職場におけるメンタルヘルスクアのうち、日常的に部下と接する現場での管理監督者が行うクアのことです。職場環境等の問題点の把握と改善、「いつもと違う」部下の把握と対応、部下からの相談への対応、メンタルヘルス不調の部下の職場復帰支援が主な役割とされています。働く人が心も体も健やかに過ごすためにも、管理監督者には一段とラインによるクアの意識を高め、企業などの安全配慮義務の重要性を認識することが求められています。

ハラスメント対策のヒントはこちらからどうぞ ▼



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



社内相談での一次対応の留意点、相談者や関係者への対応を学べる動画も公開中です



問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（ ☎099-252-8002 ）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会からのお知らせ

《厚生労働省補助事業》

『ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会』

ロールボックスパレット：カゴ車等（以下「RBP」という。）及びテールゲートリフター（以下「TGL」という。）は、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つで、陸上貨物運送事業においても多く利用されていますが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。

この現状を受け、陸災防では RBP・TGL 作業をメインテーマとした荷役作業安全講習会を開催することとしました。当該作業に従事する方はもちろん、関係事業場の荷主様にも積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- 開催日時 令和4年10月28日（金）13:30～16:30
- 開催場所 鹿児島県トラック研修センター2階大講堂
鹿児島市谷山港2-4-15
- 定員 50名（先着順に受付）
- 内 容
 - (1) RBP・TGLによる労働災害発生状況・・・・・・・・・・〔労働局担当官〕
 - (2) RBP・TGL起因による労働災害の実態と特徴
 - (3) RBP・TGLの安全作業のポイント
 - (4) 荷役作業安全ガイドライン（RBP・TGL該当部分）
 〔陸災防安全管理士〕
- 参加費及びテキスト代 無 料 *筆記用具を持参してください。
- 申込方法



参加申込は、下記参加申込書に必要事項をご記入の上、陸災防鹿児島県支部までFAXでお申込みください。なお、受講票等は送付いたしません。

申込締切は、令和4年10月14日（金）です。ただし、定員に達し次第、締め切ります。

- 受講証明 講習受講者には、受講証明書を交付します。※遅刻、早退された場合は、受講証明書は交付されません。
- 問合せ先 陸災防鹿児島県支部（TEL：099-284-6217）
- 注意事項 新型コロナウイルス対策のため、以下の点に注意してください。
 - ・受講される方はマスクを着用し、発熱及び身体症状（咳・のどの痛み・倦怠感など）などの体調が少しでもすぐれない時は、受講を見合わせる等のご対応をお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、セミナーを中止又は延期する場合がありますので、予めご了承ください。

-----（切り取らずにそのままご送信ください。）-----

陸災防鹿児島支部あて（FAX：099-261-3113）

「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」参加申込書

ふりがな 参加者氏名	①	②
事業場名	(業種：)	
所在地	〒	
電話・担当者氏名	TEL ()	ご担当者：

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。



陸上貨物運送事業労働災害防止協会（略称：陸災防）
Land Transportation Safety & Health Association

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

中央労働災害防止協会では、労働安全衛生マネジメントシステム等に取り組まれる事業場において、リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において中心的役割を果たす安全衛生スタッフの方を対象として、リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等に関する研修を開催します。

奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

- 1 日時 令和4年11月9日（水） 9：00～17：15（予定）
- 2 会場 かごしま国際交流センター多目的ホール（鹿児島市加治屋町19-18）
- 3 内容 必要な法令や指針を中心にリスクアセスメントの考え方、実施方法及び仕組みづくり等についての基本が分かります。（事務局担当者向け）

【カリキュラム】（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:15～9:25	開講挨拶、オリエンテーション	14:00～14:30	【演習2】ハザードの特定、リスクの見積り
9:25～10:55	【講義1】労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの目的と意義	14:30～14:40	休 憩
10:55～11:05	休 憩	14:40～15:10	【講義4】リスクアセスメントの手法 その3
11:05～11:55	【講義2】リスクアセスメントの手法 その1	15:10～15:45	【演習3】リスクの除去・低減措置の検討
11:55～12:55	昼食・休憩	15:45～15:55	休 憩
12:55～13:30	【演習1】リスクの見積り、リスク低減のための優先度の設定	15:55～17:05	【講義5】リスクアセスメントの手法 その4 ～導入から運用まで～ まとめ/質疑応答
13:30～14:00	【講義3】リスクアセスメントの手法 その2	17:05～17:15	修了証授与/閉講挨拶

- 4 対象 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者
（リスクアセスメントを導入及び実施体制の整備において中心的な役割を果たす方）

- 5 定 員 32名

- 6 参加費（消費税10%込）

区分	通常料金	備 考
会 員	31,680円	会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。
一 般	35,200円	

- 7 申込締切日 令和4年10月14日（金）まで【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

- 8 申込方法

本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。参加費の送金は、申込締切日までに銀行振込みをお願いします。（振込手数料は貴社でご負担をお願いします。）請求書・領収証が必要な場合は、通信欄にご記入ください。参加証は、開催日10日前頃送付致します。

なお、開催日7日前以降のキャンセルは参加費の30%、開催日当日以降のキャンセルは参加費の100%のキャンセル料を徴収させていただきます。

■振込先 福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金口座 1163225

口座名「中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター」 振込み手数料はご負担ください。

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664 Fax 092-437-1669

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

（公社）鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号 099-226-3622

《参加費振込先》

福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金口座 1163225

口座名「中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター」 振込み手数料はご負担ください。

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修 参加申込書					
令和4年11月9日（水）開催地：鹿児島					
フリガナ		業 種			
事業場名		事業場規模		☐ 50人未満 ☐ 50～99人 ☐ 100～299人 ☐ 300人以上	
所在地		〒 ー 会員について ☐ 非会員（一般） ☐ 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員			
連絡担当者		フリガナ	所 属	役 職	
		氏名	TEL ()	FAX ()	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名 男・女			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名 男・女			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加費は 月 日 ￥ 円 (振込手数料は、ご負担をお願いします。)				備考欄	※ 受 付
				※ 参 加 証	
				※は記入しないで下さい。	

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入ください。

☐ 同意しない

令和4年11月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/7～11/11	10/11～10/14	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 11/7～11/8		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/28～12/2	10/31～11/4	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 11/28～11/29		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転（解体用）	11/7	10/11～10/14	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/14～11/18	10/17～10/21	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者で、3ヶ月以上経験のある者
		【科目免除者】 11/14～11/15		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
	玉 掛 け	11/14～11/16	10/17～10/21	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
				【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	
	小型移動式クレーン運転	11/21～11/24	10/24～10/28	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
				【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	
特 別 教 育	アーク溶接等	11/8～11/10	10/11～10/14	会員 18,810円 一般 22,110円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	11/21～11/22	10/24～10/28	会員 16,770円 一般 20,070円	
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11/22	10/24～10/28	会員 10,700円 一般 11,800円	
	ローラー運転	11/24～11/25	10/24～10/28	会員 17,100円 一般 20,400円	
	クレーン運転	11/28～11/29	10/31～11/4	会員 17,080円 一般 20,380円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。

第81回

全国産業安全衛生大会

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association
中央労働安全衛生協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402 https://www.jisha.or.jp/

福岡でお会いしましょう！～12年ぶりの福岡開催～
新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、現地開催いたします。
分科会の研究発表、事例等の中には、オンデマンド配信限定の発表もご用意しています。